報道資料

0779-65-5590(生涯学習·文化財保護課直通)

児童センターの自由来館休止の延長と 放課後子ども教室の利用制限に実施ついて

市内の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、8月28日(日曜日)までとしていた児童センター(全5館)の『自由来館』の休止を下記のとおり延長します。 また、放課後子ども教室(全5地区)の『利用制限』を下記のとおり実施します。

記

1 児童センターの自由来館休止の延長について(こども支援課)

休止期間 8月29日(月曜日)から9月30日(金曜日)まで ※今後の感染状況等により延長する場合があります。

その他 放課後や土曜日に保育を必要とする児童が対象の『放課後児童クラブ』は、通 常どおり実施します。

2 放課後子ども教室の利用制限の実施について(生涯学習・文化財保護課)

利用制限期間 8月30日(火曜日)から9月30日(金曜日)まで ※今後の感染状況等により延長する場合があります。

制限内容 両親や家族の仕事などの都合で、どうしても利用が必要な児童のみに制限 その他 放課後子ども教室は、乾側、小山、上庄、富田、阪谷の全5地区で開催。